

愛知県地域公共交通計画の策定について

1 地域公共交通計画策定の必要性

令和2年11月の地域公共交通活性化再生法（以下、「活性化再生法」という。）の改正により、地方公共団体に対して地域公共交通計画の策定が努力義務化されるとともに、乗合バスに係る地域公共交通確保維持事業に基づく国庫補助において、補助対象系統を沿線地域の地域公共交通計画に位置付けることが補助要件として加えられた。（計画制度と補助制度の連動化）

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
（補助対象事業者）

第4条 本節における補助対象事業者は、（略）地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した活性化法法定協議会とする。

2 活性化再生法に基づく協議会の設置

計画策定のためには、活性化再生法に基づく協議会等（以下「法定協議会」という。）において協議する必要があるため、法定協議会の設置が必要となった。

法定協議会の構成員は次のとおり。

○活性化再生法
（協議会）

第6条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者
- 3～7 （略）

○法定協議会の設置

既存の愛知県バス対策協議会（以下、「バス対協」という。）と法定協議会は、重複する構成員が多いため、令和5年1月20日にバス対協を改組し、法定協議会として「愛知県公共交通協議会」を設置した。

これまで、バス対協が行ってきた国庫補助事業に関することや、バス路線の退出意向の申し出などの道路運送法上の地域協議会としての役割は、法定協議会の下に設置するバス対策部会が担う。

○作業部会の設置と策定作業

法定協議会での協議を円滑に行うために、愛知県公共交通協議会設置規約第8条に基づき、法定協議会の主たる構成員で組織する「作業部会」を設置し、法定協議会に諮る案についての検討、調整を行う。

- ① 関係地方運輸局・地方公共団体
愛知運輸支局、愛知県都市・交通局、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、豊田市
- ② 公共交通事業者
JR東海、名古屋鉄道、名古屋市交通局、名鉄バス、豊鉄バス、知多乗合、名鉄東部交通
愛知県タクシー協会、名古屋タクシー協会、東海北陸旅客船協会
- ③ 学識経験者
名城大学 松本幸正教授、豊橋技術科学大学 松尾幸二郎准教授

3 策定を目指す愛知県地域公共交通計画の方向性

基本方針	あいちビジョン2030、あいち交通ビジョンを上位計画とし、地域にとって望ましい交通ネットワーク全体の姿を明らかにし、 <u>持続可能な移動手段の確保・充実に資するための計画とする。</u>
計画期間	<u>2年10か月（2024年6月～2027年3月）</u> 上位計画であるあいち交通ビジョンと検討周期を合わせる。
計画区域	<u>愛知県全域</u> あいちビジョン2030の地域別取組みや、県内の交通流動の実情を鑑み、尾張、西三河、東三河の3地域に分けて検討する。
計画対象	<u>県内を運行する旅客鉄道、バス、タクシー、旅客船を対象とする。</u> バスのうち国庫補助を受ける地域間幹線系統については、市町村の地域公共交通計画において、計画制度と補助制度の連動化へ既に対応済み、又は対応予定である系統を除き、県計画において <u>計画制度と補助制度の連動化を踏まえた記載とする。</u> なお、地域間幹線系統ではないコミュニティバス、デマンド交通、自家用有償運送等は地域内交通として整理し、計画制度と補助制度の連動化対応は、市町村において策定する地域公共交通計画に委ねる。

○連動化対応についての考え方

考え方①：すべての地域間幹線系統において、連動化への対応を行う。

考え方②：個別の地域間幹線系統について、県、又は市町村のどちらの計画により、対応するかについては、まず住民に身近な市町村が行い、それが難しい場合に県が対応する。

多くの市町村において、2024年6月までにこれらの原則に基づき連動化対応を行うことは困難であることから、今回策定計画、次期計画において、それぞれ次のとおり段階的に対応する。

今回策定計画（2024年6月～2027年3月）

- ・ 地域間幹線系統について、計画制度と補助制度の連動化を踏まえた記載は、県計画において行う。
- ・ ただし、事業者路線であるかコミュニティバスであるかに関わらず、市町村計画において既に対応済み、又は対応予定である系統については、市町村計画に委ねる。

次期計画（2027年4月～）

- ・ 事業者路線については、地域間幹線系統としての計画制度と補助制度の連動化を踏まえた記載は、県計画において行う。
- ・ ただし、単一市町村内で完結する事業者路線のうち、市町村計画において既に対応済み、又は対応予定である系統については、市町村計画に委ねる。
- ・ コミュニティバスは、市町村計画に委ねる。